

『岩手県中学校体育連盟主催大会』災害等緊急対応要綱

岩手県中学校体育連盟

1 趣 旨

岩手県中学校体育連盟（以下、「県中体連」）、が主催する大会において、自然災害及び緊急事態（重大事故、食中毒及び感染症等）が発生した場合の対応策を示す。

2 目 的

自然災害及び緊急事態が発生した場合の対応について万全を期すとともに、自然災害・緊急事態の発生に際しては、大会運営本部だけでは対応困難な状況も考えられることから、関係者（岩手県教育委員会、開催地、関係競技団体等）が緊密な連携を取り、迅速かつ的確、適切に対応することを目的とする。

3 方 法

- (1) 自然災害及び緊急事態発生の際は、岩手県中学校体育連盟専門部又は開催地中学校体育連盟（以下、「開催地中体連」）が連絡対応の窓口として対応する。
- (2) 開催地中体連は、大会期間中に県中体連及び関係機関（開催地教育委員会等）と連絡できる体制を整え、事態に対応する。
- (3) 県中体連は、各開催競技実行委員会との確な連携体制を確立し、対応対処する。
- (4) 関係諸機関の連帯ある連携のもとに、報告・連絡・相談を基本として対応対処に万全を期する。
- (5) 予知・回避（予防）・対処・再発防止等、危機管理について万全を期する。

4 大会運営の基本

- (1) 開催基準により総合体育大会の期間は3日以内、新人大会の期間は2日以内とするが、自然災害及び緊急事態が発生した場合の総合体育大会の順延は1日のみとする。
ただし、この期間内に実施不可能な場合は、開催地と県中体連とが協議し、以後の大会運営について決める。
なお、新人大会については、順延はしないものとする。
- (2) 総合体育大会については、上位大会への岩手県代表出場校・選手の決定を優先事項とし、順位決定戦の実施は状況に応じて判断する。

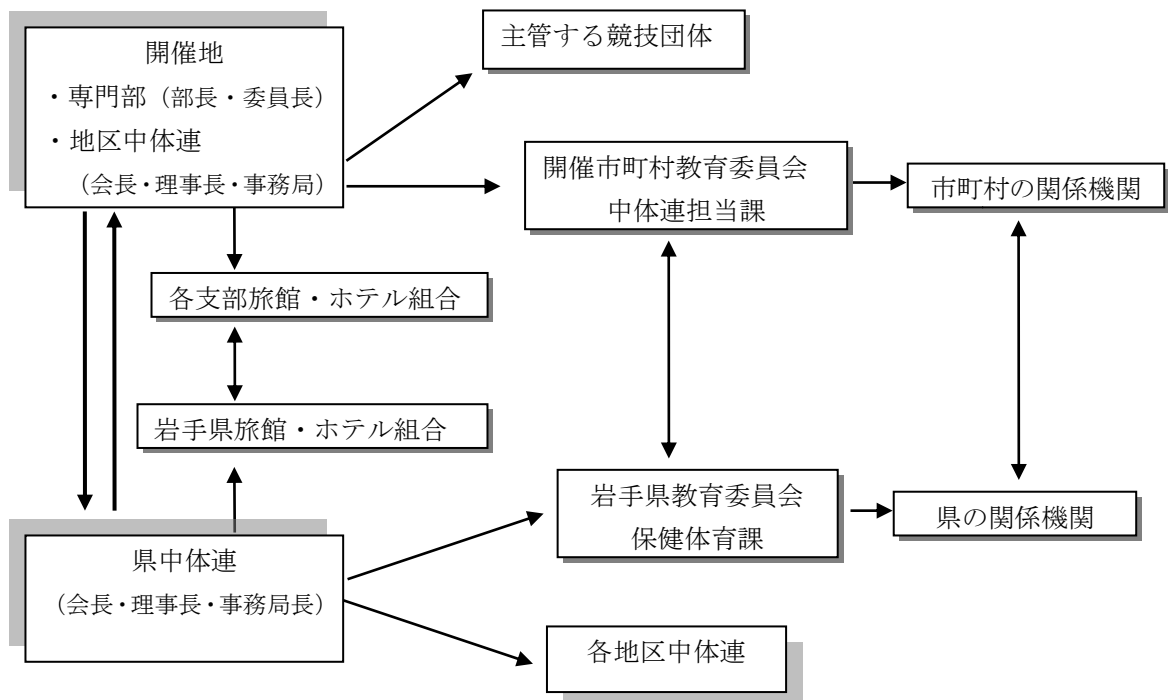
5 対応の流れ

(1) 緊急時には、正確な情報の収集と整理が必要となる。開催地は、迅速に正確な情報を把握し、初期対応を適切に行う。

(2) 開催地は次の内容を報告する。

発生状況（被害状況）、発生日時、発生場所、対象（人的・物的・気象的）、初期対応内容等及び対策本部設置状況（必要性も検討）。

(3) 緊急時連絡経路



(4) 報道対応

報道対応に関しては窓口の一本化を図る。総括責任者は、各開催競技実行委員会会長とする。

ア 報道関係については、開催競技実行委員会が対応する。

イ 開催競技実行委員会は、開催地教育委員会及び県中体連事務局にも報告・連絡し、指示指導のもとに対応対応する。

ウ 開催競技実行委員会は正確な情報収集をし、参加各校への情報提供を行い、混乱を招かない配慮をする。

エ 状況に応じた的確な判断のもとに、対応対応の在り方を検討する。

6 発生状況別対応

(1) 自然災害の対応

ア 通常 of 自然災害（降雨、雷雨、台風等）に際しては、開催地が競技実施の判断を行う。

イ 大規模な災害（大地震、津波、巨大台風、噴火等）に際しては、全県規模におよぶ災害の場合には県中体連が、限定された地域の災害の場合には開催地が、関連機関との連携を図りながら対応策を検討する。

ウ 雷発生時に関し、屋外競技においては、雷鳴が聞こえたら競技を中断し、安全な建物の中等に避難する。また、近くに避難する場所がない場合は、木や電柱から 4 m 以上離れ、姿勢を低くするなどの対応をする。

エ 判断の際には、選手・役員の安全確保が最優先される。

オ 対応の手順

(ア) 開催地は、天候、会場状況等の正確な情報を把握し、初期対応（特にも、選手・役員の安全確保）を適切に行う。

(イ) 開催地は、競技実施の可否を判断する。

(ウ) 開催地は、「緊急時連絡経路」に基づき関係団体・機関へ連絡する。

(エ) 開催地は、順延日時・会場・試合方法等を決定し選手団へ連絡する。

(オ) 県中体連は、各地区中体連に状況を報告する。

(2) 重大事故の対応

ア 緊急疾患傷害、心肺機能の停止等に関しては、的確な状況の把握と措置の判断のもと、早急な初期応急処置と 119 番通報を行う。AED がある場所を確認し、対応できる体制をとる。

イ 事件・事故による死亡、後遺症を伴う傷害に関しては、警察への緊急連絡と県中体連、関係機関への連絡を速やかに行う。競技会場においては放送等を活用し、不必要な混乱を招かないように配慮しながら安全を確保する。

ウ 対応の手順

(ア) 開催地は、事故発生時の状況を把握し、適切な初期対応を行う。

(イ) 開催地は、事故対応を判断し、大会関係者に指示をする。

(ウ) 開催地は、「緊急時連絡経路」に基づき関係団体・機関へ連絡する。

(エ) 開催地は、事故への対処を行い、当日のうちに経過・結果を県中体連へ報告する。

(オ) 県中体連は、各地区中体連に状況を報告する。

(3) 食中毒の対応

- ア 食中毒発生の時間と場所によるが、原則として保健所・医療機関と連絡をとり、その指示・指導を受け対応する。ノロウイルス等の対応についても同様である。
- イ 宿泊先では、旅館協同組合（ホテル・旅館）が発症者への対応と緊急措置を行う（食事メニューの保存、保健所への連絡等の義務が生じる）。
- ウ 昼食（弁当）、売店等に疑いのある場合は、旅館協同組合、売店事業者、開催競技実行委員会に対応を進める。
- エ 対応の手順（「(2)重大事故ウ」と同じ）

(4) 感染症の対応

- ア 疑い、発熱や発疹等の症状のある場合はただちに医療機関に搬送する。医療機関の指示・指導を受け、感染拡大防止等の対応をする。
- イ 発症した選手の学校、同地区、同宿舍内の選手等の状況確認を行う。
- ウ 開催地は、関係機関に報告・連絡するとともに、医療機関・保健所等の指示・指導のもとに対応対処する。

(5) 弾道ミサイル発射への対応

- ア 全国瞬時警報システム（Jアラート）が発信された際の参加者等の非難誘導等の安全確保の方策について、大会関係者で共通理解を図っておく。
 - * 内閣府国民保護ポータルサイト「弾道ミサイル落下時の行動について」参照
- イ 弾道ミサイルの発射が確認された場合、速やかな避難行動をとらせるとともに、正確かつ迅速な情報収集を行う。
- ウ その後の対応（大会の継続、中止等）については、着弾の場所、国や関係機関の対応等を踏まえながら判断する。

7 大会の実施が困難な場合の対応

- (1) 大震災や大津波等、ミサイルの領土内の落下等、社会に重大な被害を及ぼす災害が起こった場合は、上位大会の出場権の如何を問わず、大会を即刻中止する。
- (2) 上記以外の場合は、以下のように対応する。
 - ア 開催地の変更や順延等の対応が難しい状況であり、すでに上位大会出場校や出場選手が決定している場合には大会を中止する。
 - イ 開催地の変更や順延等の対応が難しい状況であり、上位大会出場校や出場選手を

決定する必要がある場合、以下のように対応する。

方法Ⅰ 競技方法を簡略化した上で、開催地の変更や順延ができるか検討する。

(例) レースの本数を減らす、試合時間を短縮する、リーグ戦をトーナメント戦にする、勝敗を決める簡易的なゲームとする（駅伝をタイムレース、PK で決める等）、出場校を削減する（各地区優勝校のみにする等）。

方法Ⅱ 抽選で決定する。

(例) 代表者による抽選、登録選手全員での抽選、出場選手全員での抽選

(3) 一部の地区だけが参加できない状況になった場合、以下の原則の下、対応する。

ア 当該種目における過半数の出場地区の参加があれば大会は成立するものとする（団体種目の場合は3チーム以上）。

イ 男子種目、又は女子種目のみの開催もあり得る。

8 緊急時における連絡

(1) 自然災害及び緊急事態（重大事故、食中毒及び感染症等）が大会直前に発生した場合の対応として、大会期間中（大会前日から大会終了日まで）に「岩手県中学校体育連盟 緊急連絡用ホームページ」を開設する。

岩手県中学校体育連盟 緊急連絡用ホームページ

<https://i-chutai.jimdosite.com>



（岩手県中学校体育連盟公式ホームページにもリンクを貼っている）

(2) ホームページに掲載する内容は、大会に関する中止、順延、開始時刻の変更等。

(3) ホームページに掲載するまでの流れは以下の通りとする。

ア 「県中体連 災害等緊急対応要綱」に従って対応等を決定。

イ 県中体連（理事長・事務局長）と専門部（委員長）で掲載内容について確認。

ウ 県中体連においてホームページ更新作業。